

一般社団法人健康医療相談品質向上協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人健康医療相談品質向上協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都台東区上野五丁目6番10号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、遠隔健康医療相談の普及、品質の向上並びにその健全なる発展を図ることを目的とする。その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 遠隔健康医療相談サービスの改善及び相談技術の研鑽
- (2) 標準的な相談方法や遠隔健康医療相談の効果等の調査研究
- (3) 遠隔健康医療相談の普及及び広報活動
- (4) 会員に対する技術指導や情報提供
- (5) 社会貢献の実施
- (6) 持続可能なサービス提供をはかるための活動
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 当法人の目的に賛同し、自らの専門性を活かし当法人の運営に積極的に協力する個人、法人又は団体とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- (2) 一般会員 当法人の目的に賛同し、当法人の運営に協力する個人、法人又は団体とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 すでに納入された入会金及び会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) 法令又はこの定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 定款第7条1項の会費の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総正会員の同意があったとき

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第15条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。代表理事に事故又は支障があるときは、他の理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より7日前までに正会員に対して発する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 出席した代表理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

第4章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 1名以上

2 理事のうち、1名以上を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事の中から常務理事1名を置くことができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
 - 5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第21条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

- 第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

- 第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

- 第29条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第30条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事全員）及び監事が前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

(理事会規則)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

(基金の拠出)

第38条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集等)

第39条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第40条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第41条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第42条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 代表理事は、前項の事業計画及び収支予算を定時社員総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第46条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 事務局

(事務局)

第47条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、代表理事が理事会の決議を経て任免する。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年12月31日までとする。

(設立時の役員)

第49条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 鼠家 和彦、今野 由梨、東島 俊一、真部 淳

設立時代表理事 鼠家 和彦、今野 由梨、東島 俊一

設立時監事 根本 朋久

(設立時社員の名称及び住所)

第50条 設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

東京都台東区上野五丁目6番10号

設立時社員 ティーパック株式会社

東京都千代田区九段南一丁目6番5号

設立時社員 ダイアル・サービス株式会社

東京都中央区銀座一丁目10番1号

設立時社員 株式会社法研

(法令の準拠)

第51条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。